

保護者様へ

令和6年度 就学援助の申請について（お知らせ）

筑後市では、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学校で必要な費用（学用品費・給食費等）の一部を支給する就学援助制度を実施しています。令和6年度に受給を希望される方は、下記のとおり申請を行ってください。

なお、就学援助の申請は、毎年度必要です。令和5年度の援助を受けていた方で、引き続き令和6年度の援助を希望される場合も、申請を行ってください。

1. 対象者

“筑後市に住民票があり、筑後市立または国・県立の小・中学校に在学している児童生徒”の保護者で、次に該当する方

- ・生活保護世帯に準ずる程度に困窮していると認められる方
- ・保護者の死亡・離別・離職など特別な事情があり、生活状態が急激に悪化した方
- ・その他、教育委員会が特に必要と認める方

※ 所得制限などの条件があります。

2. 援助の内容

*学校給食費 *修学旅行費、校外活動費の一部 *学用品費及び通学用品費 等
*4月に小・中学校に入学予定のお子様の保護者の方は、新入学学用品費 等

3. 受付期間

令和6年2月1日（木）～令和6年4月30日（火）

（4月から認定を希望される方は、この日までに申請してください。）

※上記の期間の後も、随時申請は受け付けますが、年度途中からの認定になる場合は、受付をした月の初日分から適用します。

※申請に対する判定結果は令和6年6月以降にお知らせします。

4. 申請手続き

★申請場所・・・筑後市教育委員会 学校教育課（筑後市役所 東庁舎3階）

★申請に必要なもの

- ① 振込み希望口座の口座名義、口座番号がわかるものの写し（通帳のコピーなど）
- ② 申請者ご本人の確認ができるもの（運転免許証 等）

★提出書類・・・申請書類は、筑後市教育委員会学校教育課、各小・中学校に準備しています。

□皆様に提出いただく書類

- ① 就学援助（新入学児童生徒学用品費）申請書
- ② 就学援助費からの校納金控除同意書および就学援助費受領口座報告書

※裏面に記載のある事項に該当する方は、別途書類の提出が必要となります。

【就学援助に関するお問い合わせ先】

筑後市教育委員会 学校教育課（筑後市役所 東庁舎3階）

TEL：0942-65-7038

【裏面あり】

これから下は、該当する方のみ提出をお願いします。

- ① 賃貸物件に住んでおり、家賃に係る控除を希望する方（控除を希望しない場合提出は不要です）
 - ・賃貸借契約書の契約者名義と家賃が記載されたページの写し

- ② 令和6年1月1日時点で、他市に住民登録があった方（他市町村から転入された方）
 - ・提出書類：令和6年1月1日時点でお住まいだった市町村で発行した、令和6年度（令和5年の収入等が記載されたもの）の所得課税証明書
令和6年6月ごろに発行可能となりますので、具体的な発行可能時期は以前お住まいであった市町村へお尋ねください。
 - ※所得課税証明書とは・・・証明する年の1年間の収入、所得額、所得の内訳、各種控除額、扶養人数など所得と所得控除に関する事項に加え、市県民税の税額に関する事項も記載された証明書です。原則として証明する年の1月1日時点の住民登録地で発行されます。

- ③ 特別な事情(保護者の死亡・離別・失業)により、生活状態が急激に悪化した方
 - ・提出書類：離職票など、現在の状況を証明する書類